■　倶知安町地域防災計画（原子力防災計画編）（仮称）及び倶知安町退避等措置計画（原子力災害編）（仮称）の策定素案に関する意見募集の結果について

平成 25 年７月１日　　倶知安町総務部総務課（防災担当）

倶知安町では、標記について、平成 25 年４月５日（金）から平成 25 年４月 15 日（月）までの間において意見募集を行いました。その結果につきまして以下のとおりです。

今回、ご意見をお寄せいただきました方々のご協力に深く御礼を申し上げます。

■　処理区分及び応募件数

処　理　区　分	◆倶知安町地域防災計画（原子力防災計画編）（仮称）（素案）	・倶知安町退避等措置計画（原子力災害編）（仮称）（素案）
A：意見を踏まえ、修正等を行うもの	８　件	４　件
B：意見を踏まえ、修正に向け検討を行うもの	３　件	３　件
C：意見を踏まえ、その趣旨に対応するもの	３　件	０　件
D：意見の趣旨がすでに案に盛り込まれているもの	０　件	２　件
E：意見に対する考え方を説明し、理解を深めてもらうもの	１５　件	９　件
F：その他意見・要望・感想・質問等について	１６　件	１５　件
合　計	４５　件	３３　件

◆倶知安町地域防災計画（原子力防災計画編）に対する意見

	意見の内容	処理区分	意見に対する町の考え方
1	◆第１章総則、第１節 放射性物質輸送中の事故に関しては、事故発生場所の市町村がPAZ（予防的防護措置を準備する区域）の範囲になりうると思うが、このほどの計画はあくまで本町がUPZ（緊急時防護措置を準備する区域）にしかならないことを前提とした立案だが、運搬経路となる可能性はないのか確認したい。（保安上明らかにしにくいかもしれないが）PAZになる可能性はないのか？	E	◆泊発電所の核輸送経路は、現在のところ海上輸送のみで陸上輸送はありません。
2	◆第１章総則、第２節 各関係機関が必要に応じ細部の活動計画を作成するとあるが、縦割りにならぬようまた、谷間になる事案が起きないようにそれらの計画を付け合わせ、調整することを必ず実施していただきたい。	C	◆各関係機関と調整を図ります。
3	◆第１章、総則、第２節 福島原発事故・独立検証委員会の報告書を読むと「福島県地域防災計画原子力災害対策編」に規定されていた指示・情報伝達は「福島県知事・福島県災害対策本部→副知事・福島県原子力現地災害対策本部一市町村および警察・消防→住民など」という流れであり、県の災害対策本部が住民あるいは医療機関などに直接情報提供を行うルートが想定されていなかったことが反省としてあげられている。 防災計画は、中央集権的な体制づくりを避け、現場の柔軟性を確保できるルールづくりをめざすことを教訓としてまとめている。 計画にある伝達経路はあくまで理想として、現実には道、町内関係機関、町（指示を待たず）→住民という流れや関係機関同士が自由に連絡をとりあえる形であって欲しい。	C	◆原子力防災訓練を通じて情報共有及び連絡体制の充実を図ってまいります。
4	◆第１章総則、第５節 「原子力災害に至らない事故についても。住民の不安や動揺を招かないよう・・・」という文面にあるようなとらえ方では、これまで同様に情報の報告遅れや隠蔽を招きやすいと思われる。 不安や動揺は住民の正常な反応であり、それを“避ける”という視点ではなくそれに“答える”ためにどうしたらよいかと	A	◆「招かないよう」を「させないように」へ修正します。

	意見の内容	処理区分	意見に対する町の考え方
	いう視点が大切と思う。それは小さい事故でも早く正確に報告してくれる、経過や見通し、対処法を伝えてくれるという姿勢への信頼であるので、「招かないように」という言葉は検討した方がよいと思う。		
5	◆第１章総則、第６節 冬場相当数いる観光客に対する対応は「住民等」の「等」に含まれるのか？	F	◆含まれます。
6	◆第１章総則、第６節 観光協会の役割が明記されていないが、図３－２－４「経済対策班」の①一時滞在者の把握と避難誘導・・・だけで大丈夫なのか？通訳の手配と配置、各コンドミニアム管理事務所、各スキー場などの役割も明記した方がよいと思う。（商工観光課のマニュアルに明記されるのかもしれないが）	E	◆図３-２-４は、災害対策本部の所掌事務の大綱を示しており、通訳役の手配等の具体的な事項は、町原子力災害退避等措置計画及び住民向け避難のしおりの中で示されていきます。
7	◆第１章総則、第６節 「教育機関」の役割の中に「安全の確保に関すること」とあるが、是非「被ばくからの防護に関すること」という事を強調して明記して欲しい。	F	◆「安全の確保」には、被ばくを含め、様々な防護措置を想定していますが、要望意見として承ります。
8	◆第１章総則、第６節 「小樽開発建設部倶知安開発事務所」の業務には「国道の通行確保に関すること」と明記があるが、「道道」「町道」の通行確保の業務に関しては「北海道」、「倶知安町」の業務項目に明記されていない。	A	◆北海道及び倶知安町の道路に関する業務の役割を明記します。
9	◆第１章総則、第６節 「ようてい農協倶知安支所」の業務に事故発生直後から農地、資材などを汚染から防護する指導、協力などは入らないのか？道などから要請がきてからでは遅い場合が多く、福島原発事故時にも対応の遅れにより被害が広がった。業務として「災害による汚染予防」を明記しておいた方がよいのではないか。汚染農作物の流通規制などの項目はあるが、農作物の汚染予防は被害を最小限にする重要な項目と思う。	A	◆公共的団体である「ようてい農協倶知安支所」の事務又は業務おいて「（1）関係町村及び道の要請等に基づく緊急対策に関すること。」を「（1）関係町村及び道の要請等に基づく予防・災害・事後対策に関すること。」に修正します。
１０	◆第１章総則、第６節 指定公共機関以外に、本町には生協、イオン系列店、ホーマック、大手電機販売店など物流の大手販売店が多くあるが、災	B	◆大手電機販売店及び物流の大手販売店は、公共的団体に該当しないため原子力防災計画編の第１章第６節業務の大綱には記載できませんが、資料編等で

	意見の内容	処理区分	意見に対する町の考え方
	害時における協力体制や防災資機材の提供は明記されないのか？		の記載を検討します。
１１	◆第１章総則、第６節 「原子力事業者」の事務、業務の項目に災害後の「賠償に関すること」、「住民の健康管理に関すること」の項目がないが、これらを含めての防災計画であろうと思う。	E	◆原子力事業者の事務又は業務の中に「（13）災害復旧に関すること。」が記載されており、細目については、第４章第 12 節に記載されておりますのでご理解願います。 また、後志 16 市町村の安全確認協定書にも損害の賠償について規定されております。
１２	◆第１章総則、第６節 福島原発事故後、非常に問題になった「下水道への放射性物質の大量流入」について、河川の最小限の汚染の点から、事故直後からの対応が重要と思われるが、道などの指示を待つことなく、早急に町独自で対応できるようにしていただきたい。	B	◆現時点においては、放射性物質吸着等の資機材が、研究開発中であるようなので、その資機材が製品化され販売された時点で購入を検討します。 また、その対応の主体性についても検討します。
１３	◆第１章総則、第６節 「10　公共的団体」の表の病院事務、業務の欄に「**貿易**対策」とあるが「防疫対策」の誤字と思われる。	A	◆訂正します。
１４	◆第２章原子力災害事前対策、第３節 避難経路の混乱を防ぐため PAZ の避難が先行されるが、必ず UPZ の住民から「いつになったら自分たちは退避できるのか？」という混乱が起こると思われるので、退避開始のタイムラグの判断をしっかりできる基準を明確化しておいて欲しい。 また風向きによっては仁木町や赤井川村の住民が本町を経由して道南方面へ避難する可能性があるため、PAZ の住民と合わせて本町内が混乱することも考えられ、町内に流入するどの住民を優先し避難させるか明確化し、本町住民に周知し理解を得ておくことが大事と思う。	E	◆PAZ 内の避難開始等は、災害対策指針で新しく定められた EAL（原子力発電所内のプラントの状態等に基づく緊急事態判断）又は OIL（原子力発電所外の放射線量率に基づく防護措置実施基準）に基づく防護措置により、原災法第 15 条の全面緊急事態で開始され、UPZ 内の避難開始等は、原災法第 15 条の全面緊急事態になった後のプラントの状況悪化に応じて、放射性物質の放出前に住民等の安全を最優先に開始されます。 また、他住民等の町内の流入に関しては、その時の交通状況により対応が変わりますが、避難時間推計シミュレーションや原子力防災訓練等を通じて避難状況を把握し、円滑な避難ができるよう取り組みます。
１５	◆「防災対策資料はオフサイトセンターに備え付ける」とあるが、万が一の移転も不可能であった場合を想定し、代替オフサイトセンターに二重に備えて置かぬともよいのか？	A	◆代替オフサイトセンターにも配備します。 なお、「オフサイトセンターへ備え付け・・・」を「オフサイトセンター等へ備え付け・・・」に文言を修正します。

	意見の内容	処理区分	意見に対する町の考え方
１６	◆第２章原子力災害事前対策、第８節 泊発電所のプラント系統図であるが、福島原発のように実際のプラント設備が当初の設計図と違って作られていた箇所が多々あり、設計図と現状が違っていて対応が非常に混乱したという事故報告があったが、泊原発は現状に即した設計図が正しく整備されているのか確認するべきと思う。	E	◆プラント系統図にかかわらず、変更されたものについては、最新の情報が提供されることになっています。
１７	◆第２章原子力災害事前対策、第１１節 防災業務関係者の人材育成については、対人間に関するだけではなく、特に農産物、製造業などに対する対応、指導が出来る人材を育成し、町の産業への被害を最小限にして欲しい。	F	◆要望意見として承ります。
１８	◆第２章原子力災害事前対策、第１２節 冬季（特に道の両側に積雪が多い時期）を想定した訓練を実施すべき。地震が起きた場合、道路側面に積もった雪が崩れ、道路自体をふさいでしまうことが想定されるので、個人で重機、除雪機を持っている家の配置図を作成し、協力を仰げるようにしておいてはどうか。	F	◆要望意見として承ります。
１９	◆第３章緊急事態応急対策、第２節 事故後、住民が摂取する食品の放射線量測定（本町には２台測定器があるが）はどこが担当するのか、事故後すぐに希望が出る内容と思うので、「住民対策班」か「経済対策班」か、明確化しておいた方がよいと思う。	A	◆担当部署を明確化します。
２０	◆第３章緊急事態応急対策、第３節 今回の福島原発事故ではPAZ内の住民でさえ２日間、原発事故の情報が伝達されず、不要（不用？）の被ばくをした住民が子供を含め多くいた。停電のため情報入手の手段が非常に限られ、ラジオでは避難所や給水の情報ばかりが流れ、肝心の原発の状況が入らなかったとされる。 情報の伝達方法については素案以外にないか再度の検討をお願いしたい。	E	◆具体的な広報手段として「防災行政無線」を追記します。 また、携帯電話の緊急速報メールの活用やラジオ、テレビ等の公共放送機関とも連携を図りながら的確な情報伝達をしてまいります。
２１	◆第３章緊急事態応急対策、第５節 避難を拒否する住民が必ず出てくるので、その対応も計画（マニュアル？）に明記しておいたほうがよいと思う。 その際には説得する職員の被ばく防護を確実に。	E	◆災害対策基本法に基づく警戒区域に指定した場合など、法に沿って対応することとなります。

	意見の内容	処理区分	意見に対する町の考え方
２２	◆第３章緊急事態応急対策、第５節 　住民に対してマスク、外衣の着用とあるが、放射性物質の頭髪への着床、眼球保護のため、帽子、スカーフなどでの保護、ゴーグル（スキー用でも水泳用でも）なども追加して記述したほうがよい。	A	◆修正します。
２３	◆第３章緊急事態応急対策、第５節 　屋内退避やコンクリート屋内退避の場合、真夏における外気の遮断をどうするのか、具体的な対処方法を提示できるようにしておいていただきたい。	A	◆「換気口の閉鎖又は目張り、すべての空調システムの停止等」の具体的項目を追記します。
２４	◆第３章緊急事態応急対策、第５節 　退避の誘導については役場職員も実施することになると思うが、ぜひ若年層の職員の配置については、これから子供を産む（男女ともに）大事な体として配慮する計画をたてていただきたい。	E	◆職員の参集状況より、町職員として住民等の避難誘導を優先しなければならない状況も想定されることもご理解願います。
２５	◆第４章原子力災害中長期対策、第１０節 　泊発電所の周辺住民等に対する心身の健康相談及び、健康調査を行うとあるが、周辺住民等とはどの範囲なのか？本町の住民に対する体制は整備されないのか疑問である。	F	◆周辺住民等とは、原子力災害の影響を及ぼした区域の住民等のことをいいます。
２６	◆総則で「計画の目標」は掲げなくてよいのだろうか？完璧な退避は不可能と言われている中で、本町としてここまでは達成したいという目標をたてておくことが現実的であり、「防災にあたる関係者と住民の共通の意思、目標」をつくることが防災の大きな力になるのでないか。 例えば ①「原子力災害から住民を防護し、特に乳幼児、児童生徒、妊婦、若年層の被ばくをしない、させない」 ②「現在の病状や要介護状態、障害を悪化させることなく避難する、させる」 ③「農業を含み産業への放射線汚染を最小限におさえる」などの目標をたて、そのために住民一人一人がどうしたらよいか考え、各部署がどう動き、何をすればよいかを考えていくと柔軟な対応もできると思われる。	E	◆第１章、第１節計画の目的の中に、「・・・住民等の安全を図ることを目的とする。」と規定されており、住民等全員が健康被害を及ぼす線量になる前に安全な場所に避難させることを目標としていることをご理解願います。

	意見の内容	処理区分	意見に対する町の考え方
２７	◆福島のことを考えると、同規模の事故が起きた場合、倶知安町は立ち入り禁止区域に指定される可能性が高いと思われるので、日ごろから、最悪の事態を考えた防災訓練を、日中、夜、冬など状況を変えて行ってほしい。	C	◆退避及び退避体制が確立した以降において状況を考慮した訓練の実施について検討していきます。
２８	◆安定ヨウ素剤の配布について、国が検討しているとは思いますが、町独自の考えで、早めに配布してほしい。 　また、使い方などを、説明する会を設ける、または、各戸配布するなどして、周知徹底してほしい。	F	◆要望意見として承ります。
２９	◆各小中高校に、安定ヨウ素剤、防塵マスクなどを備え付けることを考えてほしい。	F	◆要望意見として承ります。
３０	◆ニセコのように、防災ラジオを配布してほしい。	E	◆当町では、平成25年度において防災行政無線の整備を予定しており、市街地区は町内会代表者宅、不特定多数収容施設、学校、幼稚園、福祉施設、耳の障がいのある方に、郊外地区においては全世帯、事業所等に戸別受信機（ラジオのようなもの）の配置を予定していますのでご理解願います。
３１	◆第２章 　避難先はUPZ圏外となっているが、３０km圏内は近すぎる。１００km以上離れるべき。	E	◆当町の避難先は伊達市大滝区、室蘭市、登別市、白老町、苫小牧市、千歳市から内諾をいただいており、さらに避難先に放射性物質の到達が予想されるときは、二次避難を実施する体制となっていますのでご理解願います。
３２	◆第３章 　情報提供を「報道機関を通じ」となっているが災害時に電気が止まっていることは容易に想像ができ、ほかの手段を構築すべきでは。	E	◆情報提供は、多重化を目指しておりテレビ、ラジオ、インターネット、携帯電話（緊急速報メール等）、防災行政無線（屋外拡声スピーカー、戸別受信機）、広報車で実施しますのでご理解願います。
３３	◆第３章、避難の実施について 　冬季についての記述がないのはおかしい。冬季の除雪、悪天候などの対策が必要。	B	◆冬季の対策について検討します。
３４	◆第３章、避難の実施について 　使用する道路を指定するとあるが、実際にはあちこちの道が寸断され、通れる道は少ないと考えられ、その道に車が殺到することは、容易に想像できるので対策が必要。	E	◆道路の寸断等の情報は、オフサイトセンター等において防災関係機関の間で情報共有され、避難ルートなども検討されることとなっております。

	意見の内容	処理区分	意見に対する町の考え方
３５	◆第３章、避難の実施について 仮設住宅の予定地はどこなのか？	F	◆災害の規模や状況により国や道と連携し、仮設住宅の建設等行うこととなっています。
３６	◆第４章 被災者の生活再建を支援とあるが泊でひとたび事故が起これば地理的な状況から倶知安町は、半永久的に人の住めない土地となることは、明らか。支援とはどこを指しているのか？	F	◆倶知安町以外で場所での生活再建の支援を指しています。
３７	◆情報開示 最優先でお願いします。	F	◆要望意見として承ります。
３８	◆今回の計画策定は、当然２年前の福島の原発事故を踏まえたものと考えてよいか？	F	◆そのとおりです。
３９	◆第１章、第１節、計画の目的 それまでの安全神話を吹き飛ばした福島の原発事故に触れないで住民の安全を図るという目的が達成されるか？	E	◆福島原発事故の教訓に基づき、「原子力災害対策を重点的に実施すべき区域（UPZ）」が新たに指定され、該当自治体は実効性のある計画作りに取り組み、さらには住民の安全を図る目的を達成するために取り組んでいるところありますのでご理解願います。
４０	◆第２章、第１節、計画の性格 今回の町の計画策定には、福島の原発事故を踏まえた「原子力災害対策指針」の抜本的な見直しとそれの基づく国の「防災計画」が不可欠である。今回参考にするという地域防災計画作成マニュアルに法的根拠はありますか？	F	◆地域防災計画（原子力災害対策編）作成マニュアルは、地域防災計画の改定のたたき台の位置付けであり、マニュアル自体には、法的根拠を有していないことになります。
４１	◆原子力防災計画編（概要）の「基本的な視点②」 自然災害と複合災害を意識した防災体制の整備とあるが、広範囲での同時多発的な東日本大震災（原発事故を含む。）の現状を見ると不確定要素が多すぎ、予め想定することは不可能で防災の域を超えている。 加えて原子力の利用はその放射能の性格上、ひとたび事故が起きれば声明はもちろん暮らしや環境、そして未来に物心ともに致命的なダメージを与えることを学んだし、２年経ってもまた原因の究明をも処理もめども立ってないことを学んだ。 本当の住民の安全を願うなら発電に原子力の利用を控えることがまずは一番の防災だと思います。	F	◆要望意見として承ります。
４２	◆今の日本の政府の原発の政策は、国民目線ではないと思います。せめて地方の政治だけでも、住民の声を聞いてほしい。私	F	◆要望意見として承ります。

	意見の内容	処理区分	意見に対する町の考え方
	は、福島の原発事故を解決できないかぎりは、泊原発を動かすのは反対です。事故が起きた時の避難のしくみができたからといって安心できるとは思いません。		
４３	◆この基本計画は何を参考にしてつくられましたか。 　指針やマニュアルの変更部分、追加部分があればどの様な考えに基づいて、そのような結果に至ったのか説明して下さい。	F	◆地域防災計画（原子力災害対策編）作成マニュアル及び周辺市町村の原子力防災計画を参考にしながら北海道と調整したうえで策定しております。
４４	◆福島の事故では、想定外であった複合災害や起きないと考えられていた原災法15 条事象が発生し、関連法体系の欠陥や矛盾が明らかになりました。実際には広域災害発生、市役所などの全面転移、広域避難等が問題になり法体系の改正が求められ、事故対策の決定的な欠如が深刻な事態を招いたと言えます。国の言うままに防災計画を作成するのではなく、どの様に、町が独自性と主体性を発揮し、対処していくかがポイントだと思います。そうしなければ実効性は期待できません。 　町民の生活、暮らし、財産を守ることです。この計画は、根本的な見直しが必要です。	E	◆町として独自性と主体性をもって実効性のある計画を作成する方針であることをご理解願います。
４５	◆原子力規制委員会は原発周辺自治体が原子力防災計画を作成する事を再稼働の条件の一つとしているのですから作成すること自体に問題があります。町が１８日付けの提出を拒否したことは大変素晴らしい英断だと思います。周辺自治体多数が作成しなければ再稼働に至らない可能性もあります。大いに期待しています。	F	◆要望意見として承ります。 　なお、平成 25 年４月中の策定は３月 18 日の期限にこだわることなく、当初からの予定に沿って策定しております。

・倶知安町退避等措置計画（原子力災害編）に対する意見

	意見の内容	処理区分	意見に対する町の考え方
1	◆第２節 退避の決定について、少なくとも敷地境界付近などで 500 マイクロシーベルト/時の情報が確認できた場合は国や道の退避指示を待たず、対策本部長（町長）の判断で退避を決定すべきではないか。モニタリングの結果を受け、原子力災害合同対策協議会を開き、さらに国または遥からの退避指示を待ってという手続きで初期被ばくを防げるか疑問である。	D	◆第２節、（２）に対策本部長（町長）の不測の事態に応じての判断が規定されております。
2	◆第２節 本部長である町長の役割が多すぎ、実際にすべてを即時に判断することは不可能。各部門の長の判断で実施できるよう「命ずることができる」という文面を入れた方がいいのではないか。	E	◆仕組み上は、本部長である町長がすべて判断することになっていますが、運用上において重要案件以外は、各部門の長が判断する場合もありますのでご理解願います。
3	◆第６節 （２）屋内退避に関する住民への指示事項の“ア”すべての窓、扉等～に「換気口」を明記して欲しい。	A	◆「換気口」を追記します。
4	◆第６節 住民への情報の中に「風向き」を入れる。福島原発事故の際に住民が一番気にして、情報が欲しいと思った項目である。できれば降雨（冬ならば降雪）の情報も欲しかったと言われている。	A	◆１屋内退避、（１）屋内退避の指示等、ウ対策本部長（町長）は・・・災害状況、の後に「風向、必要に応じて降雨、降雪、」を追記します。
5	◆第６節 帰宅した人が着ていた衣類の処理方法、冬季間であれば「雪をはらうこと」「雨に濡れた物の処理」、「ペットの出入り」などの注意も必要。	A	◆衣服等の処理方法等につて具体的に明記します。
6	◆第６節 情報弱者（聴覚障害、視力障害、認知症などの方々）への情報伝達を具体的に（誰がどうやって伝えるか）日頃から近隣者に依頼するなどして対応する必要がある。	B	◆対応策について検討します。
7	◆第６節 コンクリート屋内退避についてだが、樺山地区の人たちの退避場所は「総合体育館」よりもヒラフ地区にあるホテルやコンドミニアムの方が近くて安全なコンクリート屋内と思われる。何が何でも公共のコンクリート施設に集める必要はなく、寝	B	◆意見のとおりの方向で検討します。

	意見の内容	処理区分	意見に対する町の考え方
	具、食材などの整備がされている施設の協力を得てはどうか。体育館は混雑するし、町内へ向かう道を選択することになるので現実的ではないと思う。		
8	◆第６節 町内には多くのコンクリート建物（官舎を含む）があり、移動する必要のない住民も多いと思うので、あらかじめ適応する建物には「この建物はコンクリート屋内退避が可能です」と掲示するなりしてはどうか。	F	◆要望意見として承ります。
9	◆第６節 ３、（４）避難誘導責任者のとるべき措置の“エ”に避難は児童生徒を優先的に～とあるが、親とはぐれさせないための細かな配慮が必要で、学校活動中、通学途中など様々な場面を想定し計画を立てさせるよう指導していただきたい。また町民全体で「子供にだけは絶対に被ばくさせないという強い意識の共有が必要と思われる。	E	◆避難誘導責任者とは、町職員のことであり、災害発生後速やかに避難所等の集合場所に移動し、避難者の中に児童生徒がいた時に優先的に避難バス等へ搭乗させる趣旨であり、学校活動中の児童生徒の扱いは、学校等施設等が作成する「避難計画」に規定されることになっておりますのでご理解願います。
１０	◆第６節 「表６－２　コンクリート屋内退避及び避難に関する資料」はどのくらいの頻度で更新するのか？	F	◆年１回を予定しています。
１１	◆第６節 歩行困難者の多さに驚くが、この中には視覚障害、聴覚障害、認知症の方などの情報弱者数も含まれているのか？	F	◆列記された障害のある方を含んでおります。
１２	◆前提としてどのくらいの住民が一緒に避難行動をとるのか把握しておいた方がよいのではないか。本町は転勤族も多く、町外・道外出身者も多いため、実際には実家や子供の所へ避難してしまう住民が多いのではないか？おそらくバスでの避難時や避難所滞在などはほとんど高齢者であることを想定しておいた方がいいかもしれない。	F	◆要望意見として承ります。
１３	◆実際の避難時の状況（特に病院関係）は「独立検証委員会」「国会事故調査委員会」の各報告書が参考になると思うので、できれば役場各部署の責任者は一読していただければと思う。	F	◆要望意見として承ります。
１４	◆吹雪が多かった今冬でも実感したように、半年近く豪雪の中で過ごす本町において、原発事故が起きたからと言って、入院患者、施設入所者、自宅での要介護者を含め、全員の病状を悪	F	◆要望意見として承ります。

	意見の内容	処理区分	意見に対する町の考え方
	化させることなく、すみやかに退避させることは不可能と思われる。本町に道内のすべての手が集中できるなら可能であろうが、PAZ（予防的防護措置を準備する区域）、UPZ（緊急時防護措置を準備する区域）すべての町村が一斉に動き、風向きによっては小樽、札幌西部、北部の大勢の住民が移動を開始する。救急車の手配など望めないと考えた方が現実的である。 　また避難に際しては多くの若い職員、警察、消防、自衛隊関係者などを被ばくさせてしまう。今回、防災計画を読めば読むほどに暗澹たる気持ちになる。 　原発が運転停止されていても、使用済みの核燃料はそのまま置いてあるわけであるから、原子力防災計画は本町住民にとって非常に重要な命綱であり、他の災害に対しても応用できる大事な計画であろうと思う。形を整えることよりも、情報やライフラインが遮断された中で本当に動けるのか、被ばくから住民も関係者も守れるのか検討を重ねていただきたい。 　おそらく原発を停止し続け、使用済みの核燃料もこれ以上増やさないことが一番の防災になることと思う。		
１５	◆原子力災害の発生時に「一定量以上の被ばくを避けるため」、「被ばくの低減」という文言は、被ばくを前提にしているのでおかしい。ゼロ被ばくを求めるべき。	E	◆「一定量以上」というのは、人体に影響のない線量のことを指しておりますのでご理解願います。 　また、「被ばくの低減」については、何らかの理由で避難できない方の低減を指しておりますのでご理解願います。
１６	◆屋内退避とコンクリート退避 外にいると被ばくする状況だと思われるが生活する以上外に出ないわけにはいかない。 　またコンクリートの建物が全町民の避難できるだけあるとは思えない。実際には無策に等しい。	E	◆避難は、放射性物質が放出される前の避難完了を原則としており、コンクリート屋内退避は、災害時要援護者等の方が即時に避難できない方を一時退避するための趣旨でありますのでご理解願います。
１７	◆冬季の記述がないのは不自然である。 　本気で町民の安全を考えているのか、はなはだ疑問の内容と思える。 　放射性物質は致死性の物質であり、最も危険な物質である。 　そもそも、そんなもので発電させる（泊を稼働）ために町民をこのような危険にさらすことになるという事実をしっかり認識し、このような計画を作成すること自体が再稼働につながらないよう町として努力していただきたい。 　拒否することも検討していただきたい。	F	◆泊発電所内に燃料がある限り、住民の安全を確保するための地域防災計画や退避等措置計画の作成は必要であり、再稼働とは別のものであると考えます。
１８	◆両方に通じて言えることですが、この計画は人の行動を規制	F	◆要望意見として承ります。

	意見の内容	処理区分	意見に対する町の考え方
	することになる。 　天災、人災に拘らず、いつ何時どういう形で起きるかわからない。 　一刻を争う状況で不確定な要素が多すぎる。		
１９	◆現実問題としては、「倶知安町退避等措置計画（原子力災害編）（仮称）（素案）」の方がいちばん重要と思います。 　しかし、左記（倶知安町地域防災計画（原子力防災計画編）（仮称）（素案）に対する意見の４３、４４、４５のことをいいます。）の理由から慎重な態度で臨んでいただきたいと思います。 　本文と概要について一致していない部分があるので、概要を作成するに当たり注意が必要である。 　またこれらの作成は教訓の伝授および地域避難の特殊性を理解するうえでも町民参加型により実効性のあるものが作られると考えます。	F	◆要望意見として承ります。
２０	◆「第1節、１、退避等の目的と２、防護措置の基本的な考え方」について 　この部分は総体的なあり方を決める方針になる部分なので、住民の意見を反映させながら議論することが重要である。	F	◆要望意見として承ります。
２１	◆「第1節、１、退避等の目的と２、防護措置の基本的な考え方」について 　第１に、ゼロ被ばくを前提にしていない事に重大な問題がある。	E	◆「ゼロ被ばく」に相当する内容が「被ばくから保護」となりますのでご理解願います。
２２	その他にも、町が主体的な判断を行う、住民の立場（視点）を大切にする、早期退避対策を講じるなど重要なポイントが欠けている。 　現地の実情に合わせた内容でなければ実際には役立たない。自主的・主体的に作る必要がある。それが求められている。 　国や道から指示が来ることを前提にした案では実際は機能しない。 　指示が来ないことを前提に、町が主体的・自主的に決められるように詳細を決めておくことが非常に重要な課題となっている。 　その内容については、何（どんな情報）に基づき、どう判断するか。 　どんな事故の発展段階を仮定し、それぞれに対しどのような退避計画を対応させるかなど、今後の議論が求められている。	D	◆災害対策本部長（町長）の主体的な判断については、第２節に盛り込まれております。 　なお、主体的な判断基準は、EAL（原子力発電所内のプラントの状態等に基づく緊急事態判断）又はOIL（原子力発電所外の放射線量率に基づく防護措置実施基準）に基づく防護措置を参考に判断してまいります。 　また、地域コミュニティについても第３節に盛り込まれています。

	意見の内容	処理区分	意見に対する町の考え方
	地域コミュニティを充実させる等の住民広報体制をしっかり構築させることが必要。		
２３	◆「第２節、退避等の決定」について 第１０条（施設敷地緊急事態）通報の場合、関係周辺市町村に通報が来ない。第１５条（全面緊急事態）通報の場合でさえ知事経由である。事業者から直接通達が来ないことについてどう対処して行くのか更なる検討を要する。	E	◆第１０条通報について、道及び泊発電所から各町村へ通報される体制となっています。
２４	◆「第３節　原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の状況」について １km 刻みの同心円区域の設定は机上の計画というべきもの。実際には役立たない。町内会等地域の住民組織で区域割りする方が合理的であり、協働によってのみ作成可能。	B	◆町内会単位への区割りを検討します。
２５	◆「第４節　避難の事前準備」について 最初に住民の避難手段、人数、年齢、健康状況等の概略を把握し予定誘導図を作成する必要がある。 基本的視点が決まることに応じて以下、定まってくる事も多い。	F	◆要望意見として承ります。
２６	◆要検討課題 避難先、避難方向は気象条件、災害の内容、時刻、地理的な特徴に細心の注意を払った上での作成が必要である。 調整中の避難先である白老町は海抜ゼロのため津波の恐れがある。風向きを考慮に入れると調整中の区域の中にホットスポットとなりえる場所も考えられる。 選択先に問題がないか再確認してほしい。	F	◆要望意見として承ります。
２７	◆要検討課題 夜間及び停電時の対応はどうなるのか。 シミュレーション結果を使用し放射性物質の拡散や交通渋滞の予想等を含め追加する必要がある。	E	◆道において「避難時間推計シミュレーション」を業者委託し、平成 25 年 10 月を目途に作成が完了するのでその結果を計画に反映させます。
２８	◆要検討課題 豪雪地帯である倶知安町での降雪に伴う問題点において参考になる資料は何か。 羊蹄山麓の風向きや風速データ、地域ごとの積雪量データ、避難時の交通シミュレーション、雪と放射性物質に関する知見等、すなわち複合災害に対する防災体制の在り方が重要ポイント。 事前のシミュレーションは参考にしかならないという点を	F	◆要望意見として承ります。

	意見の内容	処理区分	意見に対する町の考え方
	忘れてはならない。		
２９	◆要検討課題 観光客・入院患者・要介護者や介助者・乳幼児等の災害時要援護者、ペットや家畜・児童・負傷者の避難はどうなっているのか。 支援の具体的内容を把握し実効性の検証を行う。	E	◆災害時要援護者の避難については、地域防災計画や退避等措置計画に基づき防災関係機関が連携して対応することとなるほか、住民向けのしおりを各戸に配付し、普段から普及啓発に努めるとともに、原子力防災訓練において、その計画に基づき避難訓練を実施し実効性を検証してまいります。 また、病院や社会福祉施設の管理者においても避難計画を作成することとしております。
３０	◆要検討課題 原発、放射性物質の危険性・防護策等の知識習得を役場職員や町民に対しどのように行ってくのか。	E	◆北海道原子力防災訓練等に係る年間計画等により、研修及び講習会を実施しますのでご理解願います。
３１	◆要検討課題 全町避難が機能する為には役場・消防・警察などでは賄いきれない。 各自の判断が適切に行われるような仕組み作りを、前回の避難訓練からの教訓を充分に生かし作成してほしい。 住民に対し必要な生活物資の確保を促すと共に継続的に物資を調達できるような体制整備、防災関係機関毎に定められている事務・業務の見直しや、交代要員・派遣要員の確保が可能な体制整備等が求められる。	F	◆要望意見として承ります。
３２	◆要検討課題 本文６ページ、下から９行目「あらかじめ定められたルール」とは何か明記されていない等、大変わかりにくい箇所が多々見受けられる。 さらにわかりやすく作成してほしい。「～するものとする」という語尾は曖昧である。「～する」と表すべきである。	A	◆理解しやすい用語に修正します。
３３	◆要検討課題 他町村との連携はどうなっているのか。 再稼働しなくとも、核燃料は存在し続ける。 倶知安町の素案作りの過程が周囲に与える影響を認識し、住民を大切にした、ゼロ被ばく前提の町民向けマニュアルを作りあげていただきたい。	F	◆要望意見として承ります。